資料５

桑名市こどもの権利擁護委員会の設置について

桑名市　市民環境部　人権政策課

【2026.10.22_令和８年度第１回桑名市子ども・子育て会議_資料】

設置の背景と目的



桑名市こどもの権利条例

桑名市では、令和6年12月5日に「桑名市こどもの権利条例（以下「こどもの権利条例」という。）」を制定（令和7年4月1日施行）しました。

こどもの権利条例は、国際的な「子どもの権利条約」の精神に基づき、こどもを独立した一人の人間として尊重し、その健やかな育ちを社会全体で実現することを目的としています。



設置の目的

桑名市こどもの権利擁護委員会（以下「こどもの権利擁護委員会」という。）は、こどもの権利条例第23条の規定に基づき設置される独立した権利擁護機関です。

こどもの権利侵害に対する救済および回復などを目的に、こどもの権利を擁護する機関として、令和8年11月に設置します。

委員会の主な職務

こどもの権利擁護委員会は、桑名市のこどもの施策などを所管する部署とは独立した機関として、中立・公正に以下の職務を行います。

こどもの権利条例第２３条第３項

１　権利侵害事案の調査・調整
　権利侵害事案の申立てに対し、事実関係の調査および必要な調整を行います。

２　勧告
　調査の結果、必要と認められる場合には、関係者に対して勧告を行います。

３　報告要求
　勧告を受けた関係者に、その対応状況について報告を求めます。

４　相談窓口への助言・支援
　こどもの権利条例の規定に基づき設置される相談窓口に対し、専門的な見地から助言や支援を行います。

５　普及啓発
　こどもの権利に関する理解を深めるための活動を行います。

組織体制と運営要件

組織構成

１　委員：３人以内

２　選任：こどもの権利について識見があり、権利擁護に必要な専門性を有する方を選任
　　※　弁護士、臨床心理士、元大学教授の３人を選任する予定

３　任期：３年

４　職務の補助：こどもの権利相談員およびこどもの権利調査員を配置

開催要件

こどもの権利擁護委員会は、権利侵害事案の申立てに応じて、調査および調整などを行う機関です。
主として、申立ての受理や対応の必要が生じた場合に開催します。